

令和 7 年 7 月 4 日

関係団体の長 殿

千葉労働局労働基準部健康安全課長

エイジフレンドリー補助金の周知に関するお願いについて

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、高年齢労働者の労働災害防止対策に必要な経費の一部を補助する令和 7 年度エイジフレンドリー補助金の申請受付期間中でございます。

近年は、休業 4 日以上労働災害に占める高年齢労働者の割合が高まっているなど、高年齢労働者が安心して安全に働くことのできる環境づくりが重要となっています。

今般、過去にエイジフレンドリー補助金を活用し熱中症予防対策を講じた事業場のご協力の下、具体的な取組事例をご案内するために、別紙リーフレットを作成いたしました。

つきましては、高年齢労働者の労働災害防止対策の一助として、事業者の皆様にはエイジフレンドリー補助金を活用いただきたく、別紙リーフレットのホームページや広報誌への掲載等、会員事業場等に対するエイジフレンドリー補助金の周知に御協力をお願いいたします。



※ リーフレットは下記URL又は右記二次元コード（千葉労働局ホームページ）からダウンロードすることができます。

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijun/koureika-rousaibousi_agefriendly_00001.html



【問合せ先】

千葉労働局 労働基準部 健康安全課
千葉市中央区中央 4-11-1
電話：043-221-4312
担当：熱田

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内（抜粋版）

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。
全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

安全衛生対策コース名		補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く）		・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・ <u>リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策</u> に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く）		・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン		・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く）	転倒防止	・労働者の転倒災害防止のため、 <u>専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</u> （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 労働者（年齢要件なし） が常時1名以上就労していること
	腰痛予防	・労働者の腰痛災害の予防のため、 <u>専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</u> （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
IV コラボヘルスコース ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く）		・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年 1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
 （ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
	申請担当	支払担当
お問合せ先	電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
	平日10：00～12：00/13：00～16：00 （土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません） <8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>	

エイジフレンドリー補助金についての詳細は右のQRコードから
 厚生労働省ホームページにアクセスしご確認ください。



（R7.6）